

■「条例骨子案・支援制度案」に対する各市町意見と県の考え方について

NO	条例項目	意見者	意見年月日	ご意見	県の考え方
45	9. 氾濫原における建築物の建築の制限等 (2)浸水危険区域の指定	野洲市	25.7.2	建築規制は、過大な規制になる恐れがあるとともに、仮に行う場合は、建築基準法及び条例で対応可能であり、制度上簡明ではないか。	本条例による建築規制は、建築基準法(第39条の災害危険区域制度)の委任を受けて、条例で定めるものであり、法令で規定された権限の範囲内で規制を具体化することが過大な規制につながるとは考えていません。ご指摘のとおり、建築規制は、既存の法令での対応も可能ですが、住民目線の総合条例(横串条例)とすること、及び、新たなリスク指標「地先の安全度」に基づく建築規制とすること等から、当条例で対応するものです。
51	9. 氾濫原における建築物の建築の制限等 (3)浸水危険区域における建築物の制限	野洲市	25.7.2	条例案は表面上過大な規制となっているが、除外規定多く、実質的拘束力が弱い。	条例における建築規制は、人命を守るという観点から必要最小限度の制限を定めたものであり、過大な規制とは考えていません。除外規定(床面積、仮設建築、増築部要件、知事が認めたもの等)は、建築基準法の規定に準拠したものであり、独自に定めたものではありません。
52	9. 氾濫原における建築物の建築の制限等	野洲市	25.7.2	建築制限が「とどめる」となって「そなえる」でないことなど不整合がある。	建築規制については、「被害を最小限にとどめる対策」と位置付けており、「とどめる」に含めています。
76	14. 条例全般について	野洲市	25.7.2	命を守る観点から、従来の治水政策の完璧性の限界を批判しつつ、結果的にかさ上げという完璧性・技術偏重に陥っている。	従来の治水政策の限界は、河川審議会、大震災復興構想会議、中央防災会議などの提言から明らかです。嵩上げは、命を守るために「多重防御」の最も有力な手段の一つとして提案したものであり、「ながす」「そなえる」対策も並行して総合的に取り組み、地域の安全性を高めることが重要であると考えています。なお、浸水位を下げる方法には二つあり、一つは絶対的に水位を下げる事が可能な河川整備、もう一つは相対的に水位を下げる事ができる宅地嵩上げであり、どちらも重要な施策として推進していきます。
77	14. 条例全般について	野洲市	25.7.2	現実問題として個別にかさ上げする場合、現行の開発許可制度との整合性が問題。	開発許可事務に関しては、県の考え方を説明し、意見交換させていただきます。

■「条例骨子案・支援制度案」に対する各市町意見と県の考え方について

NO	条例項目	意見者	意見年月日	ご意見	県の考え方
78	14. 条例全般について	野洲市	25.7.2	制度が網羅的過ぎ、治水の基本である河川対策や水防が不明確となっている。	4つの対策を整理したことが網羅的だとは考えていません。河川対策は、「ながす対策」として基幹的、根幹的な主要施策と位置づけました。水防は、「そなえる対策」として県の支援施策を規定し、それぞれ明確にしました。なお、法律に根拠を持つ河川対策や水防に関するものは、条例に詳細に書き込むことは法制上避けました。
79	14. 条例全般について	野洲市	25.7.2	河川対策等の基本対策を軽視し、土地利用規制等の個別策に特化し、住民に不安を与える。	「ながす対策」は最も重要な施策と位置づけ、まず最初に規定しています。土地利用規制等の個別策は、県民の生命、身体および財産を守る施策の一つ（多重防御の一つ）として規定したものです。住民に不安を与えるというよりも、横串条例の法体系とし、住民目線から、安全に安心して住み続ける施策を整理したことにより、分かり易く、運用しやすくなると考えています。（県内の市町にも、横串条例を採用した福祉条例があります。）
80	14. 条例全般について	野洲市	25.7.2	河川法、都市計画法、水防法、建築基準法、下水道法等関連法との関係が不明確。	それぞれの法律の「水害や浸水」に関する部分を集め、総合条例としての法体系に組み立てました。住民目線から、安全に安心して住み続ける施策を整理したことにより、分かり易く、運用しやすくなると考えています。それぞれの個別法の効果が、水害という視点から最大限に発揮されることが、総合条例の狙いであります。
81	14. 条例全般について	野洲市	25.7.2	施策を「ながす」、「ためる」、「とどめる」、「そなえる」等4項目に分けているが、力点に強弱があり、条例の目的とする命を的確に守ることができるか疑問である。	条文の多い少ないは有りますが、「ながす」、「とどめる」「そなえる」対策についての精粗は無いと考えています。なお、法律に規定があるものについては条例では規定していません。たとえば、従来から法に規定のある「河川整備」よりも、法律に規定のない部分を法制上、詳細に記載しています。つまり、法に規定がなく、法を補完すべき部分が本条例により明確になったと考えています。
82	14. 条例全般について	野洲市	25.7.2	200年に一度の浸水を基準とすることは河川整備の基準と乖離し根拠が弱い。	200年確率の浸水被害は、建築制限の基準として最大クラスのことを想定したものであり河川整備の基準との関連はありません。200年、500年および1,000年確率の被害状況を分析したところ、大きな差がないことから、200年確率を最大クラスとしたものです。

■「条例骨子案・支援制度案」に対する各市町意見と県の考え方について

NO	条例項目	意見者	意見年月日	ご意見	県の考え方
83	14. 条例全般について	野洲市	25.7.2	県条例で水防管理者(市町長)を拘束し、負担を求めることの妥当性。	<p>県条例では市町長を拘束する規定はありません。さらに、支援制度(助成要綱)で市町を拘束しているものでもなく、下記の観点から市町に一定の負担をお願いしているものです。</p> <p>① 住民の命を守るという県・市町それぞれに共通する目的                  ② 住民(建築主)の負担軽減                  ③ 安全で安心して住み続けることが出来るまちづくり</p> <p>条例骨子案において市町が関係する規定としては、「県と市町等との連携・協働」や「市町への支援等」、「基礎調査への協力」、「浸水危険区域指定時の意見聴取」等であり、市町に特別な義務を課すものではありません。水防管理者を拘束するのは水防法であり、条例が無くても、降雨量が少なくても水防管理者の義務が軽減されるものではありません。</p>
84	14. 条例全般について	野洲市	25.7.2	上下流問題(琵琶湖流域の上下流、琵琶湖淀川の上流)の検討と評価が不足。	<p>・昭和47年度から平成8年度において、琵琶湖総合開発関連の河川事業として、琵琶湖に流入する41河川約115kmを重点的に整備するとともに、洪水により著しい災害が発生した河川についても順次整備を進めてきました。その結果、各河川の下流部の治水安全度は概ね向上しましたが、中上流部については鉄道橋や道路橋の改築など大規模構造物が未整備の河川が多く、厳しい財政状況の中、より効率的・効果的な河川整備が求められています。このため、平成20年の「中長期整備実施河川の検討」において、優先して治水事業を実施する河川を選定し、その結果を踏まえて策定した河川整備計画に基づき、河川整備を進めているところです。</p> <p>・琵琶湖の水資源開発の終了に伴い、琵琶湖の水位は、上下流の治水、利水、あるいは琵琶湖の環境への影響などを考慮し、上下流府県の合意の上で平成4(1992)年に定められた瀬田川洗堰操作規則により操作が行われていますが、平成7(1995)年の高水時、あるいは平成6(1994)年、平成12(2000)年、平成14(2002)年の渇水時のように、洪水時や渇水時の操作は、琵琶湖周辺と下流の双方の治水、利水、環境に影響があります。特に、直接水位の影響を受ける琵琶湖周辺では、住民生活、産業活動、環境や景観などに大きな影響を及ぼしているところです。</p> <p>水位のあり方には、治水、利水、環境などの目的相互の間、あるいは洪水時、渇水時など上流と下流の間などでニーズが相反する(トレードオフ)関係にあるなど課題が多いです。</p> <p>(「琵琶湖淀川のこれからの流域管理に向けて」提言：平成23年3月P14)</p>

■「条例骨子案・支援制度案」に対する各市町意見と県の考え方について

NO	条例項目	意見者	意見年月日	ご意見	県の考え方
85	14. 条例全般について	野洲市	25.7.2	過去において県内治水政策が下流府県の利水政策等に左右されてきた経緯が評価されていない。	<p>大戸川ダムは昭和57年に大阪府、京都府、大津市の水需要の増加に伴い淀川水系水資源開発基本計画に位置づけられ、その後、水需要の減少に伴い平成21年の基本計画の変更において計画への位置づけがなくなりました。下流府県の利水撤退により、平成21年3月に策定された淀川水系河川整備計画では、治水専用ダムとして位置づけられ、国は次の考え方を示しています。</p> <p>① 大戸川ダム本体工事は当面実施しない。(凍結する。)</p> <p>② 将来、ダム本体工事に着手する場合は、改めて知事等の意見を聴き、河川整備計画を変更する。</p> <p>丹生ダムは昭和57年に大阪府、京都府、兵庫県の水需要の増加に伴い淀川水系水資源開発基本計画に位置づけられ、その後、水需要の減少に伴い平成21年の基本計画の変更において計画への位置づけがなくなりました。</p>
86	14. 条例全般について	野洲市	25.7.2	瀬田川洗堰の位置づけおよび操作のあり方の評価と方針が含まれていない。	<p>平成21年1月時点で、芹川の治水対策は、当面の整備目標である30年確率の治水安全度とするため、河口から約4kmの区間を整備実施区間として土砂撤去等の作業を行うこととしました。現在は、30年確率の治水安全度を確保するための改修(堆積土砂の除去や護岸の改築など)を鋭意進めているところです。</p> <p>平成23年1月時点で、安曇川の治水対策は、当面の整備目標である30年確率の治水安全度とするため、安曇川北流分流地点から約6kmの区間を最優先に整備する区間として、河道掘削等を行うこととしました。現在は、河川改修計画を策定しているところであり、並行して堆積土砂の除去・樹木伐採等を行い疎通能力の向上をめざすとともに、堤防強化対策も合わせて実施しています。</p>

■「条例骨子案・支援制度案」に対する各市町意見と県の考え方について

NO	条例項目	意見者	意見年月日	ご意見	県の考え方
87	14. 条例全般について	野洲市	25.7.2	治水データシステムとデータ整備に多大な経費と労力が費やされており、制度の持続可能性が懸念される。	地先の安全度の氾濫解析計算には、委託事業として概ね1億円程度かかっています。また、計算に用いた地盤データは、基本的に国のLPデータを活用しましたが、微妙な地形変化(水路・河川堤防高、樹木繁茂区域の地盤高など)については、現地測量した地盤高と水路等の設計断面(1級・準用河川・水路等)から把握した地盤高により補正しました。補正作業は、多くの県職員の直営作業(3か月以上)によるものです。制度の適切かつ円滑な実施のため、おおむね5年毎のマップ更新に合わせて、資料収集と氾濫解析計算が必要と考えており、持続可能な仕組みとなるよう現在検討しています。
97	15. 支援制度 宅地嵩上げ浸水対策促進事業(周辺への影響等の取り扱い)	野洲市	25.7.2	かさ上げ等の対策の技術的可能性と有効性に問題がある。特に、個別かさ上げによって、負の影響が生じる恐れがある。	嵩上げは、改築時の盛土対策であり、技術的に問題は無く、想定浸水深を浅くすることができるため効果もあると考えています。ただ、住宅密集地などでは、嵩上げによる「まちづくり」の不均衡やコミュニティの問題(負の影響)から、嵩上げを実施するよりも避難場所での対応になると考えています。
98	15. 支援制度 宅地嵩上げ浸水対策促進事業(周辺への影響等の取り扱い)	野洲市	25.7.2	具体的な事案とモデル対策の例示による可能性の確認が必要。	竜王町「弓削」や近江八幡市「葛巻」においては、過去の被害を教訓に、宅地嵩上げされている実例があり、住まい方や道路接続の方法等、一つのヒントとなります。

■「条例骨子案・支援制度案」に対する各市町意見と県の考え方について

NO	条例項目	意見者	意見年月日	ご意見	県の考え方
107	15. 支援制度 個人資産への公的助成の 正当性	野洲市	25.7.2	個人資産の価値向上への助成の正当性が疑問。	地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要があると認める場合においては、寄附又は補助をすることができる」とされています。提案している支援制度は、水害から命を守るため、地域全体の生活基盤の本来満たすべき安全性を確保するためのものであり、公益上の必要性があると考えています。なお、支援制度については、その実施に当たっては市町の理解を得る必要があることから、提案したものです。支援制度の詳細については、市町と調整を図りながら条例とは別枠で検討していきたいと考えています。
108	15. 支援制度 将来の危険に対し助成す ることの正当性	野洲市	25.7.2	災害復興での助成制度はあるが、将来の危険に関し情報の提供を超えて、助成まですることは正当か。	災害に関する助成制度は「復興」にかかるものだけでなく、耐震化建築への助成や土砂災害特別区域からの移転費用の利子補給など、さまざまな制度が運用されています。